

第 4 期計画の体系と第 3 期計画からの変更点

1 第 4 期計画の体系

第 1 章	計画の概要	2
1	策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	各計画との関係	3
4	計画の期間	3
5	計画の基本姿勢・基本的な視点	4
第 2 章	鳥栖市の現状	7
1	鳥栖市を取り巻く社会潮流	7
2	鳥栖市の現状	9
3	アンケートからみる鳥栖市の現状	14
4	住民座談会からみる鳥栖市の現状	43
第 3 章	第 3 期計画の振り返りと鳥栖市の課題	52
1	第 3 期計画の基本目標ごとの振り返り	52
2	課題の整理	67
第 4 章	計画の基本理念と体系	68
1	取組を進めるにあたっての基本的な考え方	68
2	基本理念	69
3	計画体系	70
第 5 章	具体的な取組	71
	基本目標 1 みんなが参加する～市民一人ひとりが参加する福祉のまちをつくろう～	71
	基本目標 2 安全安心に暮らす～誰もが安全安心に暮らす福祉のまちをつくろう～	75
	基本目標 3 地域で支え合う～必要なサービスを受けられる福祉のまちをつくろう～	80
第 6 章	計画の推進体制と進行管理	84
1	計画の推進体制	84
2	計画の進行管理	84

2 第3期計画からの変更点

第3期	第4期
<ul style="list-style-type: none"> ○市総合計画を上位計画と位置づけ ○地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会が策定し、地域福祉計画に沿って市社会福祉協議会の事業を体系化する。 ○事業・活動においては、市、市社会福祉協議会、市民の役割分担と取組の内容を規定 ○成果指標は、市民アンケート・事業実績から、取組の方向毎に1から2設定する。 ○市の事業・活動の進捗管理は、年度毎に更新を行うため、計画書と別葉で管理する。 ○計画の評価・点検は、毎年度行政や市社協の取組の進捗状況について点検を行い、5年目の見直しの際に市民アンケート等の意識調査、推進会議や市民・関係団体などによる会議等を実施し、総合的に計画の検証を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市総合計画を上位計画と位置づけ、体系、市の現状、SDGsの導入など、可能な範囲でスタイルを踏襲し、フォーマット化及び省力化を図る。 ○地域福祉活動計画は、市と市社会福祉協議会が策定し、市や市社会福祉協議会の取組、市民ができることとして取組んでいる活動を体系化する。 ○事業・活動においては、市・市社会福祉協議会は「取組」、市民は「できること」を規定。なお、市民のできることについては、地域活動団体などが担い手として求める姿などをもとに規定。 ○成果指標は、市民アンケートから、基本目標毎に3から4設定する。 ○市、社会福祉協議会、関連する市民活動を管理する地域福祉活動計画は、年度毎に更新を行う部分は、別葉で管理する。 ○本計画の各基本目標に基づいた取組の方向に沿った事業の進捗について、庁内体制のほか、外部委員会や地域団体による点検・評価を行います。